

南薩地域振興局庁舎再整備方針（案） 《ポイント》

- 「総合事務所設置計画」（平成18年12月策定）に基づき，出先機関を再編し，各地域の県政の総合拠点として平成19年4月に設置した地域振興局・支庁の庁舎については，その殆どで建設年から一定年数が経過し，老朽化が進行し，再整備の検討が必要な状況。
- 特に南薩地域振興局庁舎（※）については，最も老朽化が進行し，令和9年度末頃までの建替えが必要なことから，早急に再整備に向けた検討を進める必要。
 - （※）旧加世田合同庁舎を本庁舎とし，加世田保健所を第2庁舎とする分庁舎方式を採用。
また，指宿市に保健福祉環境部の支所として指宿保健所，農林水産部及び建設部の駐在機関を設置。
- 南薩地域振興局庁舎の再整備について，「総合事務所設置計画」及び「行財政運営指針」に基づき整理した「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」により，管内の市や関係団体の御意見をできる限り丁寧にお聞きした上で，その御意見も参考に検討を進めた結果，再整備の方針案は以下のとおり。

（1）総合事務所（本庁舎）の位置

- ・ 地元市からの提案等を踏まえ，「現在の本庁舎敷地」及び「県立保健看護学校跡地」が最終候補地として適切であると判断し，選定。
- ・ 両候補地について，考慮事項に関連する客観的な指標を用いて点数により比較した結果，以下のとおり合計点が高い「県立保健看護学校跡地」を本庁舎の位置とする。

考慮事項・比較の観点・配点等	候補地	現在の 本庁舎敷地	県立保健看護 学校跡地
①管内の市町の人口	管内各市町の人口の集積 配点10点	4点	5点
②交通の事情	庁舎への移動時間 配点10点	7点	10点
③他の官公署との関係	公的機関の集積 配点10点	7点	7点
④所管区域の地理的状況	危機事象発生時における 安全性 減点事項	▲2点	0点
⑤その他	活用可能な土地の状況等 （追加の整備費用） 減点事項	▲2点	▲2点
合計点		14点	20点

(2) 分庁舎の取扱い

- ・ 保健所である分庁舎については、集約が困難な事情となる制度的な制約等も特段存在しないことから、原則どおり本庁舎に集約。

(3) 駐在機関等のあり方

- ・ 指宿駐在については、今後の指宿市の人口減少や本庁舎の移転による交通アクセスの改善といった区域の特性等を勘案し、行政サービスへの影響等を検証した結果、利用者の一定の利便性の確保が可能であること等から、廃止し、本所へ統合。
- ・ 廃止に当たっては、地元市等からの現行体制を維持すべきとの意見も踏まえ、当面、現行の人員体制を維持。
- ・ また、本所への統合後も、当面は指宿市の農業委員会等に事務所スペースとして指宿庁舎の貸付を継続。

(4) 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための地元市への支援

- ・ 本庁舎の移転に伴う地元経済等への影響を懸念する地元市等からの意見を踏まえ、以下の支援策を講じる。
 - ① 地元市の意見を最大限尊重し、現庁舎等の跡地を活用
 - ② 地元市における地域の振興・活性化を支援